

A Study on the Current State of Japanese Food Banks

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-06-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日詰, 一幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00027522

論 説

台湾のフードバンク —台北、台中におけるフードバンクの現状—

日 詰 一 幸

1. はじめに
2. アジア諸国の中における台湾の社会福祉制度の位置づけ
3. 台湾において社会活動に関わる団体の法的位置づけ
4. 台北のフードバンク
5. 台中のフードバンク
6. むすびに代えて

1. はじめに

近年日本においてもフードバンクに関する関心が高まっている。世界で最初のフードバンクは1967年にアメリカ合衆国フェニックス市で設立されたSt. Mary's Foodbank（セント・メアリーズ・フードバンク）である。このフードバンクはJohn Van Hengel（ジョン・ヴァンヘンゲル）によって創設された。彼はスープキッチン（生活困窮者に無料で食事を提供する場）でボランティアをしていたが、その後スーパーマーケットで廃棄された食品の提供を受け、それらを保管する倉庫の提供を地元の教会に依頼してできあがったのがこのフードバンクである。その後、ヴァンヘンゲルは1976年にSecond Harvest（セカンドハーヴェスト）を設立してフードバンクの普及活動に乗り出した。現在は、Feeding America

(フィーディングアメリカ)に名称を変えて活動を継続している¹。

一方、日本のフードバンク活動の発端は、日本在住のアメリカ人、Charles Macgilton (チャールズ・マクジルトン) が2000年より東京都で始めた「炊き出しのための連帯活動」であった。その後、2004年にSecond Harvest Japan=2HJ (セカンドハーヴェストジャパン) となり、今日に至っている²。日本のフードバンクはいまだ20年余りの歴史であるが、その数は100を超えるまでに成長を遂げている³。

フードバンクは、食べられるにも関わらず廃棄処分される食料=食品ロスの削減という環境政策的側面の他に、それら処分される食料を生活困窮者へ提供するという福祉政策的側面等を有しており、それらの特色がフードバンクの「多機能性」とされている。

近年、このようなフードバンクの有する多機能性に注目した動きが、アジア諸国でも起こっている⁴。

筆者は、東アジア諸国の中でも台湾におけるフードバンクでのインタビュー調査を2017年と2018年に実施した。そこで本稿では、台湾で活動を展開している一部のフードバンクと2016年1月に「食物銀行自治条例」を施行した台中市の取り組みについて、現地でのインタビュー調査をも

¹ 大原悦子『フードバンクという挑戦—貧困と飽食のあいだで』岩波書店、2016年、31-33頁。

² 同上書、110-124頁。拙稿「フードバンク活動の現状と今後の可能性」全国社会福祉協議会『月刊福祉』2017年11月号、32-33頁。

³ 農林水産省HPでは、2020年3月31日集計分が掲載されている。それによると日本のフードバンクの数は120団体とされている。(https://www.moff.go.jp/j/shokusan/recycle/shoku-loss/attach/pdf/foodbank-26.pdf. 2020年4月10日閲覧)

⁴ 最近出版された日本ならびに世界のフードバンクに関する研究書は次の通り。佐藤順子編著『フードバンク—世界と日本の困窮者支援と食品ロス対策』明石書店、2018年。小林富雄・野見山敏雄編著『フードバンクの多様性とサプライチェーンの進化—食品寄付の海外動向と日本における課題』筑波書房、2019年。前者においては、フランス、アメリカのフードバンクの他に、韓国のフードバンクの活動実態が報告されている。一方、後者においては、フランス、イギリス、オーストラリア、韓国、香港、台湾のフードバンクの活動実態が分析されている。

とに、その実態を考察する。

2. アジア諸国の中における台湾の社会福祉制度の位置づけ

アジアにおける社会福祉制度を考察する際、各国の政治・経済・社会状況が異なるとともに言語・文化・宗教などが多様であることから、社会福祉のあり方についても国ごとに異なる側面を有していると言える。

その点に関し、広井良典、駒村康平らの研究では、主なアジア諸国は以下のように4つのグループに分類することができるとしている⁵。

- ① 第1グループ：経済発展の度合いが日本と同様な先進国に匹敵ないしその水準に準ずる国。例) シンガポール、台湾、韓国。
- ② 第2グループ：未だ産業化の途上にあり、サラリーマン、公務員等の被雇用者には一定の社会保障制度が整備されているが、農業従事者や自営業者等に対する社会保障制度が未整備の国。例) マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア。
- ③ 第3グループ：産業化の初期段階で、社会保障制度が一部の公務員や軍人等に限定されている国。例) ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなど。
- ④ 第4グループ：「超大国」として、①から③の分類に収まらない国。例) 中国、インド。

このように、アジアの国々における社会福祉制度の多様性を理解することができる。本稿では、上記の第1グループに該当する台湾を検討の対象とする。このグループの特徴としては先進国並みの社会福祉制度を内包するとされているが、「伝統的な家族ないし地域共同体」の存在も無視することができず、その点はアジアの国々の社会構造の複雑さを示唆

⁵ 広井良典、駒村康平編『アジアの社会保障』東京大学出版会、2003年、10-12頁。

するものと言える。

例えば、生活困窮者支援については、いわゆる「公的扶助」の仕組みがどうであるのかといった点が重要になるが、本稿が分析の対象とする台湾においては、宮本義信が指摘するように「歴史的に、親戚や同族が困った時に互いに相談して助け合う慣習が世代を超え継承された」⁶ である。いわゆる非制度的な相互扶助の仕組みが社会構造の中に組み込まれているのであり、その側面は現在においても継承されているものと考えられる。

本稿では、台湾社会におけるフードバンクの一断面を素描することが目的であるが、前述のように親密圏に位置付けられる「家族」「親族」の存在も生活困窮者支援において一定の役割を果たしていることは注目に値する。とはいえ、台湾においても日本同様に近年、生活困窮者支援に取り組むフードバンクが台頭していることは事実であり、行政機関が直接的に対応するのではなく、民間の非営利活動団体によって担われているという特色がある。そこで、台湾におけるこのような非営利活動団体がどのような体系のもとに存在しているのか概観しておくことにしたい。

3. 台湾において社会活動に関わる団体の法的位置づけ

台湾において、市民運動や市民活動が発展をするのは、1949年国民党政権のもとで施行された戒厳令が解除された1987年以降のことである⁷。

⁶ 宮本義信「台湾“社会福利”通史—1895—2009—」同志社女子大学『学術研究年報』第60巻、2009年、47頁。

⁷ 台湾は1895年から1945年までの半世紀余り日本の統治下に置かれた。第二次世界大戦後、1949年中華人民共和国の創設とともに中国本土を追われた蒋介石率いる国民党政府が台湾に移り、国民党一党支配が始まる。1949年には戒厳令が敷かれ、政党をはじめ様々な社会運動に制約が課された。そのような制約から解放されたのが1987年の戒厳令の解除であった。国民党以外の政党は、戒厳令下の1986年に民主進歩党(民進党)が結成された。その後、2000年の総統選挙では野党・民進党の陳水

その後、消費者保護や環境保護を目的とする社会運動が台頭するだけでなく、伝統的な相互扶助団体や宗教団体（道教、仏教、儒教、キリスト教等）による慈善活動も展開されていった⁸。

台湾における社会福祉の取り組みにおいては、前述のように「家族責任を強調するところが特徴」とされているが⁹、貧困・低所得層への支援については、1980年に制定された社会救助法に依ることになる¹⁰。

ところで、近年台湾においては低所得者数が増大している。2005年と2015年における低所得者の数は「21.1万人から34.2万人と比較的急速に増加しており、結果として総人口に占める低所得者数の比率も上昇している」という¹¹。そのため、低所得者を「食」の面で支援するフードバンクの存在は極めて重要になっていると考えられる。

生活困窮を抱える低所得者への支援については、社会救助法に基づく生活扶助によって賄われることになるが、それでは対応できないところをフードバンクが対応することになり、それらは民間の社会活動として展開されている例が多いと考えられる。

それでは、台湾においてフードバンクをはじめとする社会サービスを提供する団体は、法的にはどのように位置付けられているのであろうか。

台湾において社会活動を展開する団体は、その存立の根拠が「民法」に基づく場合と「人民団体法」に基づく場合があるが、これら双方を包括的に「市民活動団体」や「NPO」と呼ぶ場合がある¹²。

扁候補が当選を果たし、台湾初の政権交代が行われた。

⁸ 1945年以降1980年代後半までの台湾における社会活動団体の動きについては、以下を参照。重富真一編著『アジアの国家とNGO-15ヵ国の比較研究』明石書店、2001年、330-353頁。

⁹ 宮本義信、前掲論文、47頁。

¹⁰ 1980年に台湾における福祉三法（社会救助法、老人福祉法、障害者福祉法）が制定された。社会救助法が日本における「生活保護法」に類似するものである。

¹¹ 小林、野見山編、前掲書、140-142頁。

¹² 台湾においても、近年は「NPO」という概念が使われるようになってきている。日本の台湾研究者で、台湾の市民活動やNPOについて考察した論稿としては次のものが

台湾における市民活動団体は、民法上私法人とされる「社団法人」と「財団法人」のどちらかに分類される。社団法人の中には、営利社団法人(営利を主目的)と公益社団法人(人民団体に依り、互恵性組織と公共利益組織に分類される)があり、財団法人には公益財団法人(基金会ないし募金会等)と特別財団法人(私立学校、医療法人、宗教法人、研究機構、福祉サービス提供組織等)に分かれる¹³。

このような体系の中で、本稿が考察の対象とするフードバンクは上記のような分類からすれば公益性の高い活動を展開する社団法人か財団法人の中に位置付けられると考えられる。それでは、台湾社会においてフードバンクはどのような組織形態で、どのような活動を展開しているのか、筆者の台湾における台北と台中でのインタビューをもとに、台湾のフードバンクの活動状況を考察することにした。

ある。上村明「台湾における市民活動とおよび障害者福祉との関連性について—社会的弱者保護の観点から—」『立命館経済学』第64巻第4号、2016年。

¹³ 林淑馨『非営利組織概論 増訂二版』巨流圖書公司、2016年、75頁。なお、上村泰裕はその著書のなかで、台湾の福祉NPOについて次のように言及している。「台湾の福祉NPOは、近年急増を続けている。2003年の調査では、2万2,470ある社会団体のうち、『社会サービスおよび公益慈善団体』に分類される団体の数は7,300である(内政部『93年内政統計年報』)。また、台湾のNPO支援組織であるヒマラヤ研究発展基金会の調査によれば、規模の大きな300の基金会(財団法人)のうち『社会慈善』に関する活動を行っている団体は113あり、台湾のNPO活動において福祉サービスが重要な位置を占めている……。」(『福祉のアジア—国際比較から政策構想』名古屋大学出版会、2015年、151頁)。

4. 台北のフードバンク

4-1. ANDREWフードバンク¹⁴

4-1-1. 設立の背景

このフードバンクは、2011年8月に社団法人中華安得烈慈善協会により設立された。設立の背景は、プロテスタント教会牧師の魏悌香氏がアメリカのフードバンクを視察後、台湾においてもこのような組織が必要だと判断したことによる。フードバンクの名前のANDREWは新約聖書に十二使徒の一人として名前が記されている「アンデレ」に由来しており、多くの子供たちが幸せになるようにという願いを込めてこの名前がつけられたという。このフードバンクは、キリスト教会系のフードバンクであり、スタッフも教派を問わずクリスチャンが従事している。ANDREWフードバンクは、主に子供たち（0歳から15歳）を支援の対象としている¹⁵。

4-1-2. 運営実態

台北、台中、台南、高雄にも拠点を置き、総勢28名のスタッフによって運営されている。台北にある拠点の規模が一番大きく、事務部門を含め16名のスタッフが勤務している。

¹⁴ 2017年3月21日、事務局スタッフのAnnie Cheng氏にインタビュー調査を実施。

ANDREWフードバンクについては、小林、野見山編、前掲書、154-156頁にも活動状況が紹介されている。

¹⁵ インタビューの時点で、支援の対象となる子供たちは4,180人におよんでいるということであった。支援の年齢の上限が15歳となっている背景には、16歳になるとアルバイトが許されるため、自分で働いて一定額の収入を得ることが可能となるからである。また、高齢者については支援する団体も多く援助を得られるチャネルが多いため支援対象外とされている。子供たちに提供される食料は主食（麺、ビーフン等の炭水化物）、副食（インスタントのレトルトパック、缶詰類等）、おやつ（スナック類）であるが、課外の読み物（絵本等）の提供も行われる。さらに乳児（0～3歳）には、粉ミルクやオムツの提供もなされるが、アレルギーへの配慮もなされている。

台北のオフィスでは、食品寄贈や寄付の受付、倉庫の管理、配送等を一括して行っている。食料は特定の企業からだけでなく流動的であり、食品企業を含めて様々な企業から寄贈されている。さらに、提供する食料はほとんど寄贈されたもので賄っているが、食品の量や種類が足りない場合には組織の自己資金で調達する。

寄付者は、企業の他に篤志家、市民、キリスト教会等が多い。キリスト教会の場合は、宗派の異なる10数カ所の教会からの支援を受けている。キリスト教会では、牧師等が教区の会員の生活実態を把握している場合が多く、それらの情報をもとにフードバンクが支援を行うこともある。

支援の対象となる子供たちへの食料のパッキングには、ボランティアを活用している。

毎月末に3～4日ほど作業をする日を決めてボランティアを募っている。毎回約25～40人のボランティアがパッキング作業を手伝う。その際、ボランティアはビブスをまとい、提供先の子供たちの写真を見ながら作業を行うという。このような取り組みは啓発活動の一環として位置づけられているようである。また、長期休暇には、中・高校生、大学生もパッキング作業に従事する。また、パッキングのボランティアには、スターバックスコーヒー等企業との連携も行われている。

4-1-3. 行政、他団体との関係

基本的に行政機関との関係はないため、補助金等公的資金を受け入れてはいない。そのため、行政の手の及ばない人への対応が中心となっている。

一方、台湾では2016年に台湾フードバンク連合会（Alliance of Taiwan Foodbanks、ATF）が設立されており、ANDREWフードバンクもこの連合会に加入している。連合会を通じて、食料の相互支援や情報共有がなされるようになり、それが組織の運営に一役買っている。

支援の対象となる子供の情報を入手するため、警察、学校等とも情報交流を実施している。また、児童の貧困問題解決を行っている国際NGOのワールド・ビジョン（World Vision）とも連携関係を構築している。

4-1-4. 今後の課題

ANDREWフードバンクにおける課題の一つは、寄贈される食料に偏りがあり、栄養価のバランスを配慮すると種類が少ないということである。そのため、自己資金で調達するにしても限界がある。フードバンクの使命は食の面における生活困窮支援であるが、おなかを満たせば何でも良いというわけではない。やはり、栄養面でバランスの取れた支援が求められる。これへの対処のためには食料寄付者に対する啓発も重要な課題とされる。二つ目は、運営に資する資金の調達が挙げられる。フードバンクには食品企業から食料の寄贈が行われるが、現金の寄付も増えることを期待しているようである。

4-2. 南機場幸福食物銀行¹⁶

4-2-1. 設立の背景

南機場幸福食物銀行は、社団法人台北社会福祉協会によって2014年頃設立された¹⁷。台北社会福祉協会の理事長が忠勤里の里長であった時に、地域における低所得者で生活に困窮する地域住民に対し、食の面での支援を提供することに熱心であったことが発端となり、フードバンクが立ち上げられた。このフードバンクは、地域に根差した活動を展開してお

¹⁶ 2018年3月13日、事務局スタッフの程俊威氏と里長の方荷生氏にインタビュー調査を実施。

¹⁷ 台北市中正区の忠勤里という地区に拠点を置いて活動を展開している。台湾における地方自治制度において、人口が125万人を超えて政治経済上重要な役割を担っている市が直轄市として指定される。現在、直轄市は台北市、高雄市、新北市、台中市、台南市、桃園市の6市となっている。直轄市では、その下部に「区」が設置され、さらに「区」の下部に「里」が置かれるという構造である。

り、地域の生活困窮者のためのフード・パントリーとしての側面が強いが¹⁸、利用者は忠勤里の居住者だけではなく台北市内の他の里の住民も利用できる。フードバンクでは、食料品のほかに生活用品も提供しており、地域の雑貨店のような様相を呈している。

利用者は、まず地区のソーシャルワーカー(社工)に相談し、その後、ソーシャルワーカーが南機場幸福食物銀行につなげるという仕組みになっている。

4-2-2. 運営実態

このフードバンクは週3日(月、水、金)オープンして食料を提供している。現在2名のスタッフで運営されているが、そのうちの一人はソーシャルワーカーを兼務している。さらに、ボランティアの受け入れも行っている。現在、10人程度のボランティアが関わっている。ボランティアは、基本的には無償ではあるが、活動した時間分がポイントに換算して与えられ、そのポイントをパントリー内の食料や生活用品と交換することができるという特典を提供している¹⁹。

食料支援にあたっては、基本的に1ヶ月を単位として食料を提供するが、特に問題がある個人、世帯の場合には利用回数に制限を設けていない。ソーシャルワーカーが個人、世帯の状況と食料支援の必要性を判断してフードバンク側に要請することになる。現在、300人ほどの生活困窮者に対して食料を支援している。そして、フード・パントリーとしての性格を有することになるので、本人が食料を取りに来ることを基本とするが、独居で体に障害等がある利用者には配送のサービスも提供して

¹⁸ フード・パントリーは、「食品貯蔵庫」という意味合いがある。実際には、生活困窮者が食料支援を求める時、パントリーに足を運び、そこで食料を受け取ることができる仕組みである。

¹⁹ 生活困窮者がボランティアとして活動に携わり、その対価としてポイントを獲得し、そのポイントを使って食料や生活用品と交換することが可能となっている。

る。

食料の調達方法であるが、3つのルートを確立している。一つ目は、スーパーマーケット等企業からの食料の寄贈。二つ目は、他の食物銀行等との物々交換である。そして、三つめは、個人からの食料の寄贈である。台湾も日本同様に、各家庭において祖先の供養に資する供物が余る場合があり、そのような余剰供物の提供を受けている。

このフードバンクが入居している建物は、かつて国の所有であったが、その後使用されないまま放置されていた。そこで、社会福祉協会が建物をフードバンクとして活用するという提案を行い、無償での使用が認められている。建物の面積が広くないため、冷凍庫や冷蔵庫を備えていない。そのため、現在のところ調達する食料は賞味期限が3カ月ほどある冷凍・冷蔵食品以外の物とされている。ただし、賞味期限が3カ月を切った食料も受け入れているが、そのうち1カ月を切った食料は特別コーナーを設けて提供している。現在設備が整っていないため、冷凍・冷蔵食品の受け入れは行っていないが、今後はそれらの受け入れの可否を検討するということである。

南機場幸福食物銀行の運営に要する費用は、年間1万円（日本円で400万円程度）でそのほとんどが職員の報酬となっている。費用の一部は現金による寄付と台湾独自の制度であるが、レシート（領収書）寄付によって賄われている²⁰。また、台北市との関係では、市が設けている市民活

²⁰ レシート（領収書）寄付については、上村明、前掲論文で次のように説明されている。「台湾では、統一発票という制度を1951年から導入している。これは、日本で現在導入が議論されている付加価値税に対するインボイスに、宝くじ制度を併せたものである。

インボイスいわゆる領収書に宝くじが付加されるため、消費者は商店から買い物の際に領収書を要求するようになる。領収書が発行されることで税務当局が、店側の売り上げを把握でき、適切な課税を実施できるようになるとの考えからである。つまり、統一発票に宝くじをつけることで課税強化を狙った仕組みであると言える。……………要するに、この統一発票についている宝くじがNPOの財源になっているのである。

助団体への補助金を申請している。採択された補助金は運営費の一部に充当している。

このように、規模は大きくないが地域住民の身近なところで住民のニーズに沿った食の支援を行っているのが、南機場幸福食物銀行であると言える。

4-3. 社団法人中華基督教救助協会(台北本部)²¹

4-3-1. 設立の背景

中華基督教救助協会の前身は、1990年に設立された「台湾福音促進会」である。この組織は、キリスト教の各宗派を超えた集まりとなった。このような取り組みの背景には伝道活動を通じて、広く台湾の人々にキリスト教を布教するという目的があった。しかし、各宗派に共通する神学上の理念として「隣人愛」があり、その理念に基づき宗派を超えた連合組織が創設されたのであった。当初は、キリスト教の伝道を目的としていた組織であったが、思うような成果を得ることができなかった。しかし、このような取り組みを通じて得られた成果は、福音促進会に入会した各宗派間の協力関係が構築されたことである。そのことが大きな契機となり、1998年「中華基督教救助協会」(以下、救助協会)が設立された。「隣人愛」の精神のもとに、地域の人々に奉仕することを目的とした「救助協会」は多くの人々に受け入れられるところとなった²²。

救助協会におけるフードバンク事業は、2010年8月8日に発生した洪水での支援がきっかけとなり、以後本格的に災害時ばかりでなく、地域

台湾ではコンビニや街角に、寄付箱として買い物客がこの統一発票を入れる箱が設置している風景が普通に目にする事ができる。」(122頁)

²¹ 2018年3月13日、台北本部スタッフでソーシャルサービス部門長の張謙方氏にインタビュー調査を実施。

²² 「台湾・中華基督教救助協会(1)『教会が拠点となって家庭に届ける』フードバンクの取り組み」CHRISTIAN TODAY、2017年3月12日。(https://www.christiantoday.co.jp/articles/23398/20170312/food-bank-taiwan.htm. 2020年3月10日閲覧)

の生活困窮者の支援にも乗り出すことになり、2012年に台湾全土で形成された救助協会のネットワークを活用して「1919フードバンク」を設立することになった。

4-3-2. 運営実態

1919フードバンクは、二つの経路から生活困窮者への支援を行っている。一つ目は、救助協会に加盟する各宗派の教会を拠点として食料を提供するというものである。2カ月に一度、各教会の牧師等関係者が教区内に居住している生活困窮者にフードバンクから提供された食料や生活用品を届けるのである。牧師は自らが管理する教区内の生活困窮世帯を訪問し、そこで家庭状況を把握するとともに精神的な励ましを提供する。その行為が牧師と生活困窮者の信頼関係を構築するとともに、信者でない人々に「福音を伝える」機会としているのである。牧師がソーシャルワーカーとしての役割を果たしているとも言える。

二つ目は、拠点型（店舗型）のフードバンクである。前述の取り組みは、教区を担当する教会関係者が各家庭を訪問して食料等を提供するものであるが、この取り組みは生活困窮者が自ら拠点に赴き、自らが必要な食料や生活必需品の提供を受けるというパントリー型の取り組みである。生活困窮者は、教区内の教会の牧師等に相談すると、牧師等が各家庭を訪問して状況を把握する。そして、毎月500ポイントを支給する。対象者は、パントリー内に並べられた食品、日用品に印字されたポイント数を確認し、与えられたポイント数の範囲で交換することができるという仕組みである。ポイントは毎月付与されるが、その月の余剰ポイントを翌月に繰り越すことはできない。ただし、乳幼児を抱える家庭の場合には、ポイントなしで粉ミルク1つが提供される。また、介護が必要な家庭では、紙おむつなどの衛生用品もポイントなしで提供される。さらに、家庭状況に応じては、500ポイントにさらに300ポイントを加えるこ

ともあるという²³。

しかし、食料等の提供を受ける家庭がいつまでもフードバンクに依存することがないように、基本的には半年間の支援ということで期限を定めている。とはいえ、この期限も比較的柔軟に対応しているということで、必要に応じて半年を超えて更新する家庭もある。

現在、救助協会は台湾全土約400の教会と関係を構築しており、1919フードバンクもそのネットワークを活用することができる。そして、このようなネットワークが生活困窮者へ食料を提供する一つのシステムとして機能しているのである。1919フードバンクは台湾における次の6つの圏域で活動を展開している。①台北市内、②桃園、新竹地域、③台中市、④台南市、⑤高雄市、⑥花蓮県である。各圏域内にフードバンクが置かれ、本部スタッフも入れると全体では約60名で活動を展開している。

台北本部は、広報部門とソーシャルワーク部門で編成されている。広報部門は食料等物資の調達や企業との関係構築、さらには資金調達の役割を担っている。一方、ソーシャルワーク部門では、ボランティアの募集・トレーニング、食料・生活必需品の提供業務が主な仕事になっている。

ところで、フードバンクでの食料の調達に当たっては、企業との連携が重要になっている。救助協会はこれまで様々な企業やスーパーマーケット、さらには食品メーカーから無償で食料の提供を受けており、それだけでなく連携する企業等から活動に要する人の派遣も行われている。したがって、企業との連携はすでに行われているが、今後も企業等との関係をどのように構築するのかということは重要な課題であろう。ところで、台湾においても食品ロスの問題は社会課題となっている。フードバ

²³ 「台湾・中華基督教救助協会(3)店舗型フードバンクと教会一致の成長」 CHISTIAN TODAY、2017年3月21日。(https://www.christiantoday.co.jp/articles/23456/20170321/ccra-food-bank.htm. 2020年3月10日閲覧)

ンクは、食品ロス削減にも貢献している。しかし、企業側に対しては、フードバンクへの食料提供が賞味期限の迫っている食品等廃棄物の処理ルートにつながっているのではないかという批判も寄せられている。フードバンク側からすれば、賞味期限の迫った食品の品質管理等にエネルギーを割かなければならないという側面もあり、企業とフードバンクが食品ロス削減について相互に理解を深めていくことが求められていると言える。

なお、1919フードバンクは2017年3月、台中市に規模の大きなフードバンクの団地を創設した。この団地は、食品の回収、キッチン、食品倉庫、フード・パントリー、食育教室等からなる食品ロス対応とフードバンク機能の総合的な拠点としての性格を有するものである²⁴。

これまで救助協会におけるフードバンク活動を主に述べてきたが、他にも災害救援支援、児童福祉にも力を注いでいる。特に、災害支援においては台湾国内だけでなく、中国や日本への支援も行われている。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、救助協会からの支援がなされた。

5. 台中のフードバンク

5-1. 台中市社会局

台湾においてフードバンクは、民間主導の活動として展開してきた。そのような状況の中で、台中市の取り組みが注目されるのは、市が「台中市食物銀行自治条例」を制定し、行政の立場でフードバンクを支援する制度を構築したことにある。そこで、市の担当者へのインタビューをもとに、市のフードバンクとの関わりについて整理をしておくことにし

²⁴ 2018年3月15日視察。なお、この団地については、小林、野見山編、前掲書、152-154頁に詳しく紹介されている。

たい²⁵。

5-1-1. 台中市における生活困窮者支援

現在の台中市は、2010年にそれまでの台中県と台中市が合併して誕生した。台中市周辺地域では、2008年のリーマンショック前後より失業者の増大がみられ、当時の県や市が支援を行っていた。2010年の合併以後は、市が支援を継続することになった。台湾における生活保護対象者については、社会救助法に基づく金銭給付がなされていた。社会救助法は基本的に本人による申請主義であり、市は申請を受けてから資格認定を行い、基準を満たす人が生活保護の対象者となる。しかし、社会救助法の枠組みでは捕捉できない生活困窮者もいたことから、市のレベルにおいて、食の面での支援が提供できる仕組みの構築が求められていた。そのような社会状況の中でフードバンクの取り組みが始められた。

台中市における生活困窮者支援の枠組みには2つの経路がある。一つ目は直接支援である。市の予算を用いて食料や生活必需品を購入して、生活困窮者へ提供するものである。二つ目は間接支援である。これは、地元の社会活動団体に対し市が委託をして生活困窮者支援を行うという形態である。

市が行う直接支援の場合は1年間という期限が定められているが、1年を超えて継続的な支援が必要な場合には民間の社会活動団体が担うことになる。

台中市がこのような生活困窮者支援の形を構築する中で、民間のフードバンク支援を制度化するということが、条例の制定に踏み切ることになった。2014年の市長選挙に際し、国会議員の時代からフードバンクに関心があり、それを公約にした候補者が市長に当選したことから、フー

²⁵ 2018年3月14日、台中市役所社会局社会救助科科长・呉文植氏にインタビュー調査を実施。

ドバンク条例の制定に弾みがついたのであった。

5-1-2. 「台中市食物銀行自治条例」の特色

こうして、2016年1月18日に台湾で初めてのフードバンクに関する条例が制定され公布された。この条例は、全18条から構成されている²⁶。この条例は、台中市社会局が所管をしている。

第1条において、条例の目的は「物資の浪費を避け、フードバンクの健全な発展を促進し、社会的セーフティネットを構築する」ことであることが明記されている。つまり、台中市は国の社会救助法のように現金給付ではなく、フードバンクと連携した支援を行っていくことだけではなく、市内における食品ロスの削減にも取り組むことを明らかにしている。つまり、フードバンクを介して、生活困窮者支援に取り組むだけでなく、食品ロスの削減にも貢献するという、まさにフードバンクの有する「多機能性」にも配慮したものとなっている。

【社会局の役割】

この条例を所管する社会局の役割は、支援の対象となる受給者の受付やフードバンク支援という2つの大きな役割が課されている。以下、条文に基づきその役割を整理しておくことにしたい。

① 受給者対応

第6条：受給者資格、受給優先順位、受給期間等の事項は社会局が定める。

第7条：社会局は、受給者からの申請の受付、審査、決定の業務を行うが、それを市の各部署や受託団体にその業務を委託するこ

²⁶ 台中市食物銀行自治条例 (<https://www.society.taichung.gov.tw/media/442665/臺中市食物銀行自治條例.pdf>)。条例の下訳は榎田悠花氏（静岡県庁職員）が行い、筆者が監訳を行った。

とができる。

第8条：社会局は、受給者の名簿を作成し、定期的に更新する。

第9条：社会局は受給者の名前や必要とする支援の内容を、自らフードバンクを設立し社会サービスを提供する社会団体に提供する。

② 社会局とフードバンクの関係性

第4条：社会局は、実際の需要と財政状況を勘案し、自らあるいは公益社団法人や財団法人（＝市からの業務の受託団体）に委託してフードバンクを設置し、実物給付（第3条に規定：受給者に現金ではなく、生活必需品や食料を提供すること）により社会サービスを提供する。

第5条：社会局は予算を組み、受託団体がフードバンクとして活動するために必要な補助を行うとともに、活動のための場所の提供にも協力する。

第10条：社会局は、フードバンクへの物資の提供または活動において顕著な貢献者を表彰することができる。

【フードバンク関連の規定】

第11条：第4条に基づいて設立されたフードバンクは、余剰物資を民間団体が自ら運営するフードバンクや関連する公益活動を行っている社会福祉団体に提供することができる。

第12条：フードバンクを運営する団体において、物資を募集し、個人や団体からの物資の寄付を受け入れるにあたっては、適切な管理と運用のもとに寄付者の公表を行う。団体の物資募集、募金とその管理については、公益勸募条例（公益募金条例）による。個人や団体による物資の寄付は関連税法の規定する減免措置の対象となる。

第17条：災害発生時に受託団体は、社会局の指示によりフードバンク

の物資を提供し救助に参加する。救援物資が余った場合、社会局はそれらをフードバンクに提供することができる。

【台中市の他の部局の役割】

第13条：台中市衛生局は、適切な方法により、フードバンクの物資の衛生確保に協力し、物資の安全及び品質を検査する。

第14条：台中市教育局に所属する学校は、学期ごとにフードバンクの日を設けて、物資をフードバンクに寄付することができる。

第15条：台中市農業局は、市内の農産物市場の買い取り調整を行い、社会局へフードバンクの物資として提供することができる。

第16条：台中市に所属する機関は、食品企業がフードバンクへ物資を寄付することを奨励し支援することができる。

台中市においては、「食物銀行条例」の施行により、社会局の役割を明確化しただけでなく、市内に存在するフードバンクの役割が明らかにされた。さらに、条例を所管する社会局だけではなく他の関連する部局もフードバンクとどのような関係性を構築することができるのかを明示化することになった。今後、生活困窮者支援における市内部での水平的調整がうまく機能するかどうか重要になると思われる。市では、半年に1回、条例に基づく業務の調整会議を行っている。つまり、この条例が機能しているかどうかを当事者同士で点検し、現状と課題を把握する機会にしている。この会議への参加者は、市側は副市長以下（調整会議の会長）、各部局1～2名参加し、フードバンクの関係者も参加して、総勢20名程度の規模になるという。

また、第4条や第5条が規定する予算関連の規定により、生活困窮者支援に関わる予算削減の動きを牽制し、予算の確保の根拠を条例が提供することになった。この点も、条例制定の効果として考えられる。

ところで、市とかかわりを持つフードバンクの条例に対する評価はど

うであろうか。筆者が聞いた限りにおいては、台中市民にフードバンクの存在を認識させる効果はあるものの、余剰食料をフードバンクに寄付するという規定には強制力がなく、努力規定に過ぎないという点を指摘していた²⁷。

5-2. 台湾全民食物銀行協会(Taiwan People's Food Bank Association)²⁸

2011年から活動を開始した台湾全民食物銀行協会は、フードバンクの機能と同時にフードバンクの中間支援機能を有している。中間支援機能を発揮するため、2012年には、世界のフードバンクが加盟する頂上組織であるグローバル・フードバンク・ネットワーク(Global Foodbank Network、本部アメリカ・シカゴ市)に加盟し、世界各国のフードバンクとの交流を行い、そこで得た情報を台湾各地のフードバンクに提供している。

5-2-1. 活動の概要

台湾全民食物銀行協会は、基本的には地域の生活困窮者を支援する団体に食料を提供することを目的としている。もちろん、その背後には、食品ロスの削減と生活困窮者支援というフードバンクとしての多面性も兼ね備えていると言える²⁹。

この食物銀行のパートナーは、ホームレス、高齢者、子供、原住民、身体障害者、シングルマザー等の支援組織である。このような境遇にある住民を支援する団体へ食料を提供している。

提供を受ける食料の多くは、安全性の観点から、栄養成分表示が明確でかつ常温で保存の効くものを基本としている。ただし、冷蔵・冷凍品

²⁷ 2018年3月15日、社団法人中華基督教救助協会張謙方氏のインタビューでの指摘。

²⁸ 2018年3月14日、台湾全民食物銀行事務局長・劉露霞にインタビュー調査を実施。

²⁹ この組織のモットーは“No waste, No hunger”である。

については、ケースバイケースで受け入れることもあるという。その結果、受け入れる食料の割合は常温保存の効く食品70%、農産物を含む生鮮品30%という割合となっている。

5-2-2. 中間支援組織としての活動の特徴

台湾全民食物銀行協会は、フードバンクの活動を支援する役割を持っている。そのため、フードバンクの運営方法をサポートすることがミッションの一つとなっている。

具体的には、パートナー組織に対し、食の安全を確保する方法や生鮮食品の保存方法をトレーニングする。また、食料調達をいかに推進するのか、そのノウハウを提供する。また、地域の食品メーカーやスーパーマーケットに対し、フードバンクの存在とその役割に関する啓発活動を展開し、民間の企業がフードバンクへ食品を寄付するための動機づけのイベントを開催している。特に、毎年10月16日は世界食品デー（World Food Day）ということでフードバンクを広く台湾社会に啓発する機会を提供する。さらに、企業と連携してフードバンクへの食料の提供に関する様々なアイデアの開発や、学校等の教育機関と連携して食品ロスとフードバンクに関する啓発活動も展開している。

台湾社会においても、「わけあり野菜」の廃棄、ホテルのパンやパン屋等での売れ残り食品の廃棄が課題となっている。これらの食品を食品ロスにせず有効に活用するため、売れ残りの食品の情報を入手し、それを地域のフードバンクにつなげる役割も果たしている。

このように、台湾全民食物銀行協会は、自らフードバンクを運営し、パートナーとなっている地域のフードバンクに食料を提供するだけでなく、中間支援組織としての役割を發揮し、台中ばかりか台湾全体のフードバンクの活動の底上げに一役買っていると言えよう。

5-3. 財団法人醒世慈善会 醒世食物銀行³⁰

5-3-1. 設立の背景

醒世食物銀行は、2000年から活動を開始した台湾初のフードバンクである。設立者である徐振彬氏が2000年にカナダから台湾へ帰国し、カナダのようなフードバンクを創設したいという思いから、当初は軽トラックを活用して食料提供するモバイル型フードバンクを開始した。2008年、台中市がフードバンク事業に興味を示したことから、徐氏が市のアドバイザーとして関与。その翌年、今度は台中県もフードバンクに関心を示し、これまでの活動の経験を提供した。その後、台中市と台中県は合併(2010年)したことにより、現在の台中市になった。2013年に現在の建物へ移転し、モバイル型から拠点型(店舗型)のフードバンクへ転換した。

5-3-2. 活動理念

醒世食物銀行の理念は2つあり、食品ロスの削減と生活困窮者支援である。前者については、個人や企業からの賞味期限のある食品の寄贈を受けており、食品ロスの削減に寄与している。特に台湾では個人レベルでの祭事の供物の提供が多いという特徴がある。また、後者に関しては、「飢えの苦しみを和らげる」という姿勢のもと、生活困窮者支援を行っている。生活困窮者の栄養バランスに配慮して、不足する食料については、フードバンクの予算で購入し提供している。

支援の対象となるのは、「食に飢えている個人、世帯」であり、支援期間に上限を設けてはいないが、基本的な考え方は、フードバンクへの依存心をなくし自立心を強調するため、三食すべてを支援するわけではなく、必要な食料の一部を提供するというものである。支援を受ける対象者へ提供する食料は、ポイントで管理をしており、個人や世帯によって

³⁰ 2018年3月15日、創設者の徐振彬氏にインタビュー調査を実施。

提供されるポイント数が異なる。例えば、1世帯に或る月に1,000ポイントを付与したところ、800ポイントしか使わなかったとすると、翌月は800ポイントを付与する。そして、それが固定化されるわけではなく、状況に応じて柔軟に対応するというのがこのフードバンクの特徴である。ただし、このポイント数についてはスタッフだけが知っており、申請者には知らされない。というのも、申請者がポイント数を知ることにより、不必要な食料まで申請することを避けるためだという。申請者のポイントの使用数や提供された食料の管理はすべてパソコンにより管理されている。

5-3-3. 活動実態

醒世食物銀行では、主に5つの活動を展開している。

① 市と連携したフードバンク

台中市内は29の行政区に区分されているが、地元の行政区と連携し区役所から支援対象者リストの提供を受け、それに基づき食料を提供。ただし、この支援は3～4カ月に一度の支援に留まり、個人の必要には十分に対応できていないという課題がある。この活動は主に食物銀行のボランティアによって担われている。

② 拠点型（店舗型）フードバンク（拠点となる建物内で実施）

月曜日から金曜日まで食料を提供する。生活困窮者がフードバンクへ来て食料の提供を受けるパントリーとしての役割を果たす。毎月120～140名の利用者がある。利用者の2/3は拠点が置かれている地域の住民であるが、1/3は台中市の他の地域の住民である。

③ 休日及び夜間緊急用食料提供

休日や夜間には食物銀行が閉じているため、緊急の必要性が生じた住民が利用できるように予め袋詰めされたパックを無人のケー

スの中に入れておき、必要な人が持っていくことができるようにした取り組みである。利用の頻度は1カ月に1～2人ほどであるが、どのような人が利用したのかということについては、監視カメラで確認をしている。

④ 乳児用粉ミルクの提供

乳児のいる生活困窮者世帯に1カ月に2缶提供している。

⑤ パンの提供

食料品店で余ったパンは翌日に商品として陳列することができないため、そのようなパンの寄贈を受けて、主に子供のいる生活困窮者世帯に提供する。週1回、毎週火曜日の夕方に実施している。

現在、食料の調達については、企業からの寄付30%（包装の破れや缶の傷等で販売できなくなった商品、試作品等）、地元寺院からの寄付20%、醒世食物銀行の購入50%という割合である。フードバンクが食料を購入することになるが、その費用については、会員による寄付が充てられる。毎月約1,000人から計20万元（約70万円）ほど寄付が集まり、それを不足する食品の購入に充てている。また、企業から大量の食品の寄付があった場合には、他のフードバンクとの物々交換を行っている。このような取り組みは醒世食物銀行が初めてであり、現在ブームになっているようである。

ところで、醒世食物銀行の設立母体は、台湾南部の高雄に本部が置かれている儒教団体の財団法人醒世慈善会である。台中のフードバンクである醒世食物銀行が入居している建物と土地は醒世慈善会の所有であり、それを借り受けている。また、フードバンクの運営費や人件費は慈善会の本部の支援や会員からの寄付によって賄われているため、運営は安定している。また、現在フードバンクの専任スタッフは4人、ボランティアスタッフは約50名である。

醒世食物銀行の基本的な方針として、生活困窮者のうち就職して自立へ向けて可能性のある住民には職業訓練の機会を提供している。その取り組みは、建物内のキッチンを活用してパン、デザート調理方法を教え、それを販売するというものである。

台中市との関係であるが、旧台中市と旧台中県の合併により現在の台中市になる前は、市も県もフードバンクの運営がわからなかったので、醒世食物銀行からスタッフを派遣して運営方法をアドバイスしたことがあった。しかし、現在はそのかわりもなくなった。むしろ、民間の社会活動団体として、行政とは一定の距離を置いて運営することを目指しているという。

以上のように、醒世食物銀行は宗教団体によって支援を受けているフードバンクであるが、その経営は安定しており、地域社会の生活困窮者への食の面でのセーフティネットとしての役割を果たしているだけでなく、自立した生活を営むことができるよう職業訓練を施すなど、地域住民に寄り添いながら支援を行っていると考えられる。

6. むすびに代えて

台湾におけるフードバンクの歴史は浅く、日本同様に比較的新しい取り組みであると言える。とはいえ、近年台湾全体でもその活動が広がりを見せている。今回は、台北と台中を中心としたフードバンクの実態を調査したが、基本的には食品ロスの削減と生活困窮者支援という環境政策と福祉政策の双方を担う「多面的機能」をもった組織として台湾に根付いていることを確認することができた。

台湾におけるフードバンクは次の3つの形態に分けることができる。一つ目の形態は、地域コミュニティに密着し、地域の生活困窮者に食料を提供することを使命とするパントリー型のフードバンクである。この

類型に属するフードバンクは、南機場幸福食物銀行や醒世食物銀行などが相当する。二つ目の形態は、広域的に活動を展開するフードバンクであり、地域密着型のパントリー型フードバンクに食料を提供するだけでなく、自らもパントリーとしての役割を担っている。この類型には、ANDREWフードバンクや中華基督教救助協会が設立した1919フードバンクなどがある。そして、三つ目の形態は、中間支援的な役割を果たしているフードバンクである。この形態のフードバンクは、地域で活動するフードバンクの支援や台湾国内における食品ロス削減とフードバンクの啓発、さらには政策提言や立法化に向けてのアドボカシー活動などを担っている。この類型には、台湾全民食物銀行協会(Taiwan People's Food Bank Association)、台湾食物銀行連合会(Alliance of Taiwan Foodbanks、ATF)³¹などがある。台湾では、このように三つの形態のフードバンクがそれぞれの特性を生かして社会の要請に応じているということが言えるだろう。

一方、日本のフードバンクと比較した場合、宗教団体(キリスト教、仏教、儒教等)の支援を受けるフードバンクも比較的多いという特色がある。台湾における宗教と福祉サービスを提供する市民活動団体の関係性については、別稿で検討することにした。

また、近年台湾においてみられる特徴として、カルフル台湾などの規模の大きいスーパーマーケットと地域のフードバンクとの連携が行われており、食品の寄贈が円滑に行われているということである。そして、その仲介を中間支援型のフードバンクが担っているという構図がみられ

³¹ 2016年、台湾赤十字社台中支社が中心となって設立された。小林、野見山編、前掲書では、ATFの主な業務を次のように整理している。(149頁)

- ① 台湾域内の資源管理システムとそのネットワークの構築
- ② 政策的提言および立法の推進、フードロスや飢餓
- ③ 貧困に関する研究
- ④ 政府と民間団体の資源の整合と合作プラットフォームの構築
- ⑤ 支援物資の統一管理と支援プラットフォームの構築等

る。

今後も台湾のフードバンクは、台湾という国における社会環境の中で、台湾独自の発展の経路を辿っていくものと推測される。今後は、東アジアというエリアの中で、台湾のフードバンクの独自性を他国のフードバンクとの比較の視点から検討していくことも必要とされるであろう。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金（基盤研究(C)課題番号：18K02143、研究課題名：「持続可能なフードバンク活動の推進と生活困窮者支援との接合に関する研究」）の研究成果の一部である。